

JCHO 佐賀中部病院附属介護老人保健施設
訪問(介護予防訪問)リハビリテーションセンター

重要事項説明書

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

1:概 要

(1)事業所の名称等

事業所名 JCHO 佐賀中部病院附属介護老人保健施設 訪問リハビリテーションセンター

開設年月日 平成 20 年 3 月 17 日

所在地 佐賀市兵庫南三丁目 8 番 1 号

電話番号 0952-28-5333

FAX番号 0952-28-5334

管 理 者 JCHO 佐賀中部病院附属介護老人保健施設 施設長 園畑 素樹

介護保険指定番号 4150180067

(2)運営方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③利用者の状況に応じ目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行うものとします。
- ④利用者の関係者との連携に努めます。
- ⑤利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行います。
- ⑥介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、訪問リハビリテーションを適切かつ有効に行うよう努めます。
- ⑦提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

(3)従業者の職種、員数及び職務の内容

理学療法士 1 名、作業療法士 0.5 名(常勤2名)

理学療法士及び作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計

画)に基づき、必要なりハビリテーション、指導を行います。

(4)提供日及び時間帯

月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は除きます。)

(5)実施地域

佐賀市内(川副町、久保田町、諸富町、大和町、富士町、三瀬村を除く)及び神崎市(脊振町を除く)

上記の地域以外でも実施可能な場合もございます。担当までご相談下さい。

2:実施内容

- ①訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画等の立案
- ②リハビリテーションマネジメントに基づく日常生活動作の評価
- ③基本動作練習・生活動作練習
- ④住環境整備のアドバイス・介助方法のアドバイス
- ⑤社会参加への支援

3:留意事項

- ①当センターは利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。
- ②ご利用者の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ③訪問リハ開始にあたり、かかりつけ医の診察と診療情報提供書が3カ月に1回は必要になります。
- ④訪問リハ開始にあたり、当施設医師の診察による訪問リハ指示が3カ月に1回は必要になります。
- ⑤サービスを提供するにあたっては、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、ご利用者、ご家族のご希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。
- ⑥本利用契約書に記載の代筆者は、今後当サービスの関する同意や手続き等について、利用者に代わり代行できることとします。
- ⑦別紙1・別紙2・別紙3の改定があった場合については都度利用者の書面による同意をえることとします。

4:禁止事項

当センターの職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、一切ご遠慮させていただきます。

5:緊急時の連絡

緊急時の場合には「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6:虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講じます。

7:業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

8:ハラスメント防止について

適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

